

令和2年5月8日

佐倉市長 西田三十五 様

会派：自由民主さくら

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に関する要望書

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しており、令和2年4月7日には千葉県を含む7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、16日には47都道府県すべてに対象地域が拡大されました。更に、5月4日には31日までの延長とし、千葉県は特定警戒都道府県が維持されています。そのような状況の中で、感染拡大防止のための外出や営業の自粛要請、公共の施設や学校の休校等、佐倉市主催のイベントも延期または中止とし、佐倉市民の生活や市内事業者の経済活動への影響は、過去に類を見ないほど深刻な影響を及ぼしています。

また、4月30日に国会では新型コロナウイルス感染症対策の大型補正予算が成立し、千葉県議会でも臨時議会が開催され、支援策を盛り込んだ補正予算が成立しました。

佐倉市においても、感染拡大の対策を講じていただいているところですが、政府や千葉県の支援策も正式に決定した中で、佐倉市民の生命、身体及び財産を保護するために必要な対策や佐倉市独自の支援策を迅速に、確実に行っていただくよう、以下の事項について、強く要望いたします。

### 要望事項

1. 情報の公開について、感染者や感染が疑われる方、その家族や濃厚接触者等に対する差別や偏見、誹謗中傷や風評被害、人権侵害が発生しないよう十分な対応や配慮を行うこと
2. 特に人の密集が見られる商業施設や公園等における、感染拡大への注意喚起に努め、必要であれば新たな周知方法を行うこと
3. 医療機関や福祉施設等への物的支援や財政的支援を行い、更なる感染拡大防止に努めること
4. 生活困窮者への各種支援制度の周知を徹底するとともに、佐倉市独自の支援策を講じること

5. 市税等の納税の猶予や公共料金・使用料等の納付猶予等の制度の周知を強化するとともに、柔軟な対応を行うこと
6. 特別定額給付金の迅速な給付へ向けた体制の整備や、DV 被害者への対応の周知を徹底し、できるだけ早い給付に努めること
7. 行政手続に関して、郵送やインターネットを用いた来庁せずに行えるサービスの拡充や、制度の周知を徹底し、庁舎での感染の発生を予防すること
8. 売上減少や資金繰り悪化などに直面している市内事業者に対して、政府や県の支援策を周知するとともに、手続きが簡略化された無利子貸付等の融資制度の整備や、各種支援への上乗せ支援、テイクアウト・デリバリーへの補助、ふるさと納税などを活用し、市内事業者への佐倉市独自の支援を行うこと
9. 子供の精神的なケア、給食がないことによって困る児童・生徒への対応強化を行うこと
10. 休校中の児童・生徒の学習支援を最大限行い、学校単位での学習の格差を無くすことに努めること
11. 休校延長に際しては、日程と共に今後の見通しも明確にし、児童・生徒の保護者の不安を少しでも解消できるように努めること
12. 現状況下での地震や台風をはじめとする自然災害等の発生を想定し、災害対応体制の整備や、感染拡大防止策が講じられた安全な避難所・避難場所の確保、必要な物資の確保等の方法を事前に確認するとともに、現時点で可能な対策を実行すること
13. 上記の対策を迅速に実行するために必要な予算措置を講じること

山本 英司  
徳永由美子  
石井 秀明  
齋藤 寛之